

全国介護保険担当課長会議
福祉人材確保対策室資料についての
Q & A 【9月19日版】

問1 第6期計画は「福祉人材確保指針」及び「介護雇用管理改善等計画」を踏まえて策定することになっているが、国の指針等の提示はいつになるか。

また、医療・介護サービスの提供体制改革推進の新たな財政支援制度が創設され、平成27年度は介護分野の基金事業を計画することになるが、これの整合性をどのように図るのか。

(答) 「福祉人材確保指針」及び「介護雇用管理改善等計画」の都道府県への提示時期について、現時点では調整中である。ただし、介護保険事業支援計画の人材確保部分の策定に当たり、「福祉人材確保指針」及び「介護保険管理改善等計画」を踏まえることとしており、全国介護保険担当課長会議でお示した福祉人材確保指針に盛り込む事項の例示をもとに、計画策定の作業をお願いしたい。

また、新たな財政支援制度（基金）については、9月上旬にWAC法で定める総合確保方針が示されることとなるが、都道府県計画と介護保険事業支援計画との整合性の確保を図ることとされている。よって、WAC法に基づき実施される基金事業は、都道府県計画に定める目標を達成するために必要な事業を実施するための財源であるので、新たな財政支援制度（基金）と、介護保険事業支援計画策定の際に内容を踏まえる指針とは、整合性を図ったものとしていただくこととなる。

なお、基金を活用して実施できるメニューについては、消費税の税率改定も踏まえながら、予算編成過程で検討する。

問2 社会・援護局では、介護保険サービスの従事者に限らず、広く福祉・介護人材確保対策を今年度末で終了とされている基金を活用して総合的に推進されてきたところである。

今回の新たな財政支援制度（基金）では、その対象を「介護従事者の確保のための事業」とされているが、例えば介護福祉士は介護保険サービスに限らず様々な領域の福祉サービスにも従事することから、切り離して対策を実施することは非効率であり、都道府県での事業実施にも支障を来すものとする。

対象事業の考え方と、対象を介護保険サービスの従事者に限定するのであれば、それ以外の人材確保対策に対する財政支援をどうされるのかご教示願いたい。

(答) 介護以外の福祉従事者の人材確保対策については、セーフティネット補助金における「福祉人材確保重点事業」により、福祉人材確保対策の財政支援を引き続き実施していくので、今後も介護以外の福祉従事者の人材確保対策についても実施をお願いしたい。

担当：社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 マンパワー企画係（内線 2849）